



LEGAL UPDATE

2024 年 11 月

自家発電・自家消費型屋上太陽光発電の開発奨励政策に関する政令第 135/2024/ND-CP 号

政府は 2024 年 10 月 22 日、自家発電・自家消費型屋上太陽光発電の開発奨励政策に関する政令第 135/2024/ND-CP 号（135 号政令）を発行し、同日施行した。135 号政令は自家発電・自家消費型屋上太陽光発電に関する詳細な規制を定めた初めての法令であり、ベトナムにおける再生可能エネルギー発電の利用拡大が期待される。本稿では、135 号政令の主要な内容を紹介する。

1. 定義

自家発電・自家消費型屋上太陽光発電の概念は、2021～2023 年の国家電力開発指針（第 8 次国家電力開発基本計画=PDP8、2023 年 5 月 15 日付け首相決定第 500/QĐ-TTg 号で公布、即日発効）で初めて言及された。PDP8 では自家発電・自家消費型屋上太陽光発電は、発電されたエリアで消費される屋上太陽光発電、と一般的に定義されていた¹。

135 号政令では、自家発電・自家消費型屋上太陽光発電とは、光エネルギーを電気エネルギーに変換する原理を適用して建築物／建物の屋上に設置されたソーラーパネルによって発電され、組織・個人が自らの需要を満たすために消費する電力を指す、と定義され、国家電力システムに接続されるタイプと接続されないタイプの両方を含むとされた²。

2. 自家発電・自家消費型屋上太陽光発電システム設置に関する原則³

自家発電・自家消費型屋上太陽光発電の設置に関する原則の主な規定は以下の通りである。

- 自家発電・自家消費型屋上太陽光発電システムを設置する前に、建設工事は投資・建設・土地・環境・安全・消防安全に関する適用法の規定に適合しなければならない。自家発電・自家消費型屋上太陽光発電の開発は、電気安全・投資・建設・土地・環境・消防安全に関する法令の規定に適合しなければならない。
- 自家発電・自家消費型屋上太陽光発電の開発に投資する組織・個人は、中古の太陽光パネルや直流交流変換装置を輸入して使用してはならない。

¹ PDP8 の II.2.b

² 135 号政令第 3 条第 1 項及び第 2 項

³ 135 号政令第 4 条

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



3. 設置手続

(1) 国家電力システムに接続されていない屋上太陽光発電への適用⁴

設置前に、利用者である組織・個人（利用者）は以下の手続を行う必要がある。

- 設置容量と設置場所を商工省および地方電力会社に通知する
- 法規制に従って設置を管理・監督・指導するため、建設および消防安全を管理する地方機関に通知する

(2) 国家電力システムに接続された屋上太陽光発電への適用⁵

- 国家電力システムに接続された屋上太陽光発電を開発する場合、利用者は通知を送信するか、登録申請を行う。
- 利用者は、自家発電・自家消費型屋上太陽光発電によって発電された余剰電力（ある場合）を国家電力システムに送り返すかどうかを選択することができる。
- 電力消費量に応じて、利用者は自家発電・自家消費屋上太陽光発電を開発し、発電量が既存の負荷の総設置容量以下になるようにする（過去 12 か月間の電力消費量による）。
- システムの容量に基づき、ユーザーは 135 号政令に規定されている通知をその他の必要な書類とともに該当する管理当局に送付する義務がある。

4. 余剰電力の国家電力システムへの売電

PDP8 では、自家発電・自家消費の屋上太陽光発電による余剰電力は、国家電力システムへの売電ができないとされていた⁶。

135 号政令では、地方発電計画およびその実施計画に手起業する容量を持つ国家電力システムに接続された自家発電・自家消費の屋上太陽光発電による余剰電力は国家電力システムへの売電が可能だが、売電される電力は設置容量の 20% を超えてはならない、とされた。また、国家電力システムへの売電される余剰電力の価格は、電力システムおよび電力市場運営者が発表した前年の平均市場電力価格と同等とする、と規定された。

135 号政令は、余剰電力の売却申請書類や利用者とベトナム電力公社間の電力売買契約の書式（契約期間は 5 年で更新可能）も規定する⁷。

⁴ 135 号政令第 6 条

⁵ 135 号政令第 7 条

⁶ PDP8 の II.2.b

⁷ 135 号政令第 18 条

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



5. 奨励政策⁸

奨励政策に関するその他の注目点は以下の通りである。

- (1) 以下の場合、利用者は発電容量の制限なしに電力事業ライセンスを取得を免除される。
 - 自家発電・自家消費の屋上太陽光発電が国家電力システムに接続されていない場合、または
 - 国家電力システムへの電気の逆流を防止するシステムが設置されている場合
- (2) 自家発電・自家消費の屋上太陽光発電は税制優遇の対象となる。
- (3) 自家発電・自家消費の屋上太陽光発電に関する行政手続が簡素化される。
- (4) 自家発電・自家消費の屋上太陽光発電が設置されている建設工事に関しては、エネルギー開発のための土地計画を変更する必要がない。

ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/ Dao Thi Lan Anh/Bui Viet Anh/Nguyen Duc Tai

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小幡 葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son/Nguyen Thi Anh Phuong

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

⁸ 135 号政令第 8 条

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.